

令和8年第10回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和8年6月30日（火）午前10時～
早良区役所2階 中会議室

議 題

- 1 福岡市早良区選挙管理委員会委員長の選挙について P.1
- 2 福岡市早良区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について P.2
- 3 報告事項
 - 報告事項1 福岡市早良区選挙管理委員の異動について P.3
 - 報告事項2 福岡市早良区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について P.4

福岡市早良区選挙管理委員会委員長の選挙について

令和8年6月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第1項の規定により、委員の中から委員長を選挙する。

1 委員長氏名 _____

2 選挙年月日 令和8年6月30日

【 根 拠 】

○地方自治法

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行ない、最多数を得た者を当選人とする。

ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行なう場合において、委員長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

福岡市早良区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について

令和8年6月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第3項及び福岡市区選挙管理委員会規程第4条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

1 委員長職務代理者氏名 _____

2 指定年月日 令和8年6月30日

【 根 拠 】

○地方自治法

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の職務代理者の指定)

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。

報告事項 1

福岡市早良区選挙管理委員の異動について

次のとおり、福岡市早良区選挙管理委員に異動があった旨を告示するもの。

令和8年6月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 _____

- 1 退職 別紙のとおり
- 2 就任 別紙のとおり

【 根 拠 】

○福岡市区選挙管理委員会規程
(委員の異動の手続)

第6条 委員に異動があつたときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

報告事項2

福岡市早良区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

選挙された福岡市早良区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名を次のように告示するもの。

令和8年6月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 _____

住 所	氏 名
福岡市早良区	

【 根 拠 】

○福岡市区選挙管理委員会規程
(委員長の選挙)

第2条

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。